

東温市とネットヨタ瀬戸内株式会社との包括連携に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と、ネットヨタ瀬戸内株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に緊密に連携しながら、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、本市の一層の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携及び協力して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）に取り組むものとする。

- (1) 防災に関すること。
- (2) 交通安全に関すること。
- (3) 公共交通に関すること。
- (4) 移住者支援に関すること。
- (5) 産業振興に関すること。
- (6) 教育に関すること。
- (7) その他地域社会活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 乙は、甲と協議の上、前号各号に定める連携事項の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

（協議）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た情報（ただし、公知の事項を除く。）は、本協定の有効期間内及び有効期間満了後においても、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協定の変更)

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。
ただし、有効期間の1月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により有効期間の延長を拒絶する旨の通知をしない限り、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和 8年 2 月 12 日

甲 愛媛県東温市見奈良530番地1

東温市

市長

加藤 章

乙 愛媛県松山市中央1丁目19番32号

ネットヨタ瀬戸内株式会社

代表取締役

平松 龍一